

関税法基本通達

第6章 通 関

第5節 経済連携協定に係る輸入通関

(関係協定等の略称)

68-5-0 本節における関係協定等の略称は、それぞれ次による。

- (1) 「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」(平成14年条約第16号)・・・・・・・・シンガポール協定
- (2) シンガポール協定附属書ⅡAに定める品目別規則
・・・・・・・・シンガポール品目別規則
- (3) 「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」(平成17年条約第8号)・・・・・・・・メキシコ協定
- (4) メキシコ協定第10条に定める統一規則・・・・・・・・メキシコ統一規則
- (5) 「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」(平成18年条約第7号)・・・・・・・・マレーシア協定
- (6) 「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」(平成19年条約第8号)・・・・・・・・チリ協定
- (7) 「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」(平成19年条約第19号)・・・・・・・・タイ協定
- (8) 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」(平成20年条約2号)・・・・・・・・インドネシア協定
- (9) 「経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定」(平成20年条約第6号)・・・・・・・・ブルネイ協定
- (10) 「包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定」(平成20年条約12号)・・・・・・・・アセアン包括協定
- (11) 「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」(平成20年条約16号)・・・・・・・・フィリピン協定
- (12) 「日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定」(平成21年条約第5号)・・・・・・・・スイス協定
- (13) 「経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定」(平成21年条約第8号)・・・・・・・・ベトナム協定
- (14) 「日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定」(平成23年条約第7号)・・・・・・・・インド協定
- (15) インド協定第41条及び同附属書3第11節に定める運用上の手続
・・・・・・・・インド運用上の手続
- (16) 「経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定」(平成24年条約第2号)・・・・・・・・ペルー協定
- (17) 「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」(平成

- 26年条約第19号) オーストラリア協定
- (18) 「経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定」(平成27年条約第1号) モンゴル協定
- (19) 「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」
. T P P 11協定
- (20) 「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」
. E U協定
- (21) 「日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定」 米国協定
- (22) 「包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定」 英国協定
- (23) 「地域的な包括的経済連携協定」 R C E P協定

(E P A税率を適用する場合の取扱い)

68-5-1 E P A税率の適用を受けようとする輸入申告(法第43条の3第1項(法第61条の4において準用する場合を含む。)又は第62条の10の規定による承認の申請(以下この節において「蔵入申請等」という。))が行われた貨物に係るもの若しくは特例貨物(前記67-3-4(4)によりE P A税率の適用に係る締約国原産地証明書等(令第61条第1項第2号イ(1)に規定する締約国原産地証明書又は同号イ(2)に規定する締約国原産品申告書をいう。以下この節において同じ。))の提出が省略される場合に限る。)に係るものを除く。以下この節において「輸入申告」という。)又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。

(1) 輸入申告の受理担当審査官による取扱い

受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。

イ 締約国原産地証明書等の添付の有無についての確認

令第61条第1項第2号イ(1)又は(2)に規定する締約国原産地証明書等が添付されているか否か(税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地であることが明らかであると認めた貨物(インドネシア協定又はアセアン包括協定に係るものを除く。)及び課税価格が20万円以下の貨物に係るものを除く。)。添付されていない場合等には、同条第4項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等に当たるか否か。

ロ 締約国原産品であることを明らかにする書類の添付の有無についての確認

令第61条第1項第2号イ(2)に規定する締約国原産品申告書(以下この節において「原産品申告書」という。)が提出される場合において、同号イ(2)に規定する締約国原産品であることを明らかにする書類が添付されているか否か(後記68-5-11の4(2)において原産品申告書への添付が必要とされる場合に限る。)

ハ 非原産国における積替え等に関する確認

輸入申告に係る貨物が、経済連携協定の締約国(令第61条第1項第2号ロに規定する締約国をいう。以下同じ。)からのものにあつては、令第61条第1項第2号ロ(1)又は(2)に該当するものであるときは、当該貨物の課税価格の総額が20万円以下である場合を除き、通し船荷証券の写し等の同項第2号ロに規定する運送要件証明書が添付されていること及びそれぞれその記載事項の確認を行う。

なお、運送要件証明書(令第61条第1項第2号ロに規定する書類をいう。以下同じ。)として同項第2号ロに規定する書類のうち、通し船荷証券の写し又は当該貨物について積替え等がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるときは、同項第2号ロ(1)又は(2)に該当することを証する書類の提出(当該書類の提出が困難であると認められるときは、積替地等についての令第61条第1項第2号イ(1)に規定する締約国原産地証明書への記載)をもって、運送要件証明書として同項第2号ロに規定する書類のうち、その他税関長が適当と認める書類の提出があつたものとして取り扱って差し支えない。この場合においても、当該貨物が締約国原産品(令第61条第1項第2号イに規定する原産品をいう。この節において以下同じ。)であることを確認する必要があるので、留意する。

ニ 締約国品目証明書についての確認

輸入申告に係る貨物が、令第61条第1項第2号ハかっこ書に規定する場合に該当する貨物であるときを除き、同号ハに規定する締約国品目証明書(後記68-5-11の5(2)に定める品目証明書)が添付されているか否か(添付されていない場合等には、同条第4項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等又は当該証明に係る貨物の課税価格の総額が20万円以下である場合に当たるか否か。)、更に締約国品目証明書が添付されているときは、後記68-5-11の5の要件等を満たしているかの確認を必要に応じて行う。

(2) 蔵入申請等の受理担当審査官による取扱い

受理担当審査官が蔵入申請等を受理しようとするときの取扱いは、上記(1)を準用する。この場合において、「輸入申告」とあるのは「蔵入申請等」と、「同条第4項」とあるのは「令第36条の3第3項又は第51条の12第3項」と、「同条第5項及び第6項」とあるのは「令第61条第5項及び第6項」と読み替えるものとする。

(3) 郵便物についての取扱い

EPA税率の適用を受けようとする郵便物についての法第76条第1項ただし書の規定による検査その他当該郵便物に係る税関の審査については、上記(1)に準ずる。

(経済連携協定原産品の認定の基準及び積送基準)

68-5-2 各協定における原産品認定基準及び積送基準の具体的規定について

ては、関税法第3条ただし書の規定により直接適用されるが、業務の参考とするため、当該規定の一覧表を別途事務連絡する。

68-5-3 削除

68-5-4 削除

68-5-5 削除

(「原産地が明らかであると認めた貨物」の取扱い)

68-5-6 令第61条第1項第2号イに規定する「税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物」の取扱いについては、次による。

(1) 「原産地が明らかであると認めた貨物」とは、経済連携協定に係る輸出締約国に固有の生物や当該輸出締約国のみで得られる産品（以下輸出締約国固有の産品という。）であって、輸出締約国からの過去の輸入実績のうち当該輸出締約国固有の産品がHS6桁の輸入実績の太宗を占めるものとして別に事務連絡する貨物とすることとし、締約国原産地証明書等の提出を省略させるものとする。ただし、EPA税率の適用上特に問題があると認められる場合であって、後記68-5-7の(1)から(3)までに規定する書類等によっても締約国原産品として認定できない場合には、「原産地が明らかであると認めた貨物」に該当しないこととなるので留意する。

(2) なお、非原産国を経由して本邦へ向けて運送された貨物（令第61条第1項第2号ロに規定する書類の提出がある場合を除く。）については、締約国原産地証明書等の提出が必要な貨物として取り扱うものとする。

(少額貨物についての原産地の認定)

68-5-7 課税価格の総額が20万円以下の貨物にEPA税率を適用する場合において、「課税価格の総額」とは、1の輸入申告等（特例申告を含む。以下この項において同じ。）又は法第76条第3項の規定による1の提示に係るEPA税率等の適用を受けようとする物品の課税価格の合計額をいう。この場合において、1の輸入申告等とは1荷受人が1荷送人から一時に輸入する物品（蔵入申請等がされる物品を含む。以下この項において「輸入物品」という。）に係る輸入申告等をいい、1仕入書による輸入物品を分割して2以上の輸入申告等を行った場合には1の輸入申告等が行われたものとして（ただし、1仕入書による輸入物品を分割した2以上の輸入申告等であって、並存する相異なる種類の税率（例えば、EPA税率と特惠税率）の適用を各々に求めるものを行った場合（並存する相異なる種類の税率のうち、より低い税率の適用を求めるために行った場合を除く。）には、当該並存する相異なる種類の税率のうちのいずれか一つを適用する1の輸入申告等が行われたものとして）

処理するものとし、同項の提示についてもこれに準ずる。

なお、上記による締約国原産品の認定については、次のいずれかの方法により行うものとする。また、同一の経済連携協定において同一の品目に対して締約国毎に異なるEPA税率が設定されているものについてはいずれの締約国の税率を適用するかを決定する必要があるが、当該締約国の決定についても同様の方法により行って差し支えない。

- (1) 当該貨物の種類、性質、形状又は当該貨物に付された商標、生産国名、製造者名等
- (2) 当該貨物に係る仕入書（郵便物については、郵便に関する条約に基づき、差出人が当該郵便物に貼り付け、又は添付した税関告知書又は税関票符（グリーン・ラベル）を含む。）に記載されている当該貨物の原産地に関する事項
- (3) 当該貨物に係るメーカーズ・インボイス、売買契約書、注文請書、船荷証券、保険証券、船積案内状、カタログ等の書類（これらの書類の写しを含む。）に記載されている当該貨物の原産地に関する事項

（携帯品等における原産地の認定）

68-5-8 本邦に入国する者がその入国の際に携帯し又は別送して輸入する貨物（以下この項において「携帯品等」という。）における令第61条第1項第2号の便益に係る原産地の認定については、次による。

- (1) 同号イに規定する「課税価格の総額が20万円以下の貨物」に係る原産地の認定については、次による。

イ 「課税価格の総額」は、前記68-5-7（少額貨物についての原産地の認定）の規定にかかわらず、EPA税率対象貨物（定率法第14条第7号の規定により関税が免除されるものを除く。）の課税価格の総額とする。なお、輸入の時期を異にする別送品については、それぞれの時期の別送品毎に「課税価格の総額」を計算する。

ロ 携帯品等について、税関長が原産地の認定を行う場合において、貨物の商標その他の当該貨物が経済連携協定の締約国の原産品であることについての明確な資料がない場合であっても、次のいずれかに当該締約国の原産品であることが確実と認められるときは、当該貨物を当該締約国の原産品として取り扱って差し支えない。また、同一の経済連携協定において同一の品目に対して締約国毎に異なるEPA税率が設定されているものについてはいずれの締約国の税率を適用するかを決定する必要があるが、当該締約国の決定についても同様の方法により行って差し支えない。

- (イ) 入国者の所持する旅券又はこれに代わる証明書により入国者が当該締約国を経由してきたことが明らかであること。
- (ロ) 入国者の所持する物品の購入代金受領証等により入国者が当該締約国において当該貨物を購入したことが明らかであること。

- (2) 課税価格の総額が20万円を超える携帯品等に係る原産地の認定について

は、次のいずれかによる。

イ 原産地証明書の提出

ロ 原産品申告書及び締約国原産品であることを明らかにする書類の提出
(個人的な使用に供すると認められる貨物にあつては、携帯品・別送品申告書(C-5360)のB面に締約国原産品である旨を記載して税関に提出することとし、前記68-5-7(少額貨物についての原産地の認定)のなお書きに規定する(1)及び(2)のいずれかの方法により、当該携帯品等の原産地を認定して差し支えない。

(積送基準に関する取扱い)

68-5-9 令第61条第1項第2号ロに規定する「非原産国を經由しないで本邦へ向けて直接に運送」には、締約国から当該貨物を運送する船舶、航空機又は車両が非原産国を通過する場合であつて、当該非原産国において当該貨物が積替え又は一時蔵置のいずれもがされない場合を含む。

(「博覧会等への出品のため送り出された貨物」の取扱い)

68-5-10 令第61条第1項第2号ロ(2)に規定する「博覧会等への出品のため送り出された貨物」については、関税暫定措置法基本通達8の2-15(直接運送に関する取扱い)の(3)の規定を準用する。

(原産地証明書の必要的要件及び様式)

68-5-11

(1) 以下、本節において、原産地証明書とは、次の表の第1欄に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げるものをいう。

協定名	原産地証明書	本節における略称
シンガポール協定	シンガポール協定第31条に基づく原産地証明書	シンガポール協定原産地証明書
メキシコ協定	メキシコ協定第39条のAに基づく原産地証明書	メキシコ協定原産地証明書
マレーシア協定	マレーシア協定第40条に基づく原産地証明書	マレーシア協定原産地証明書
チリ協定	チリ協定第44条に基づく原産地証明書	チリ協定原産地証明書
タイ協定	タイ協定第40条に基づく原産地証明書	タイ協定原産地証明書
インドネシア協定	インドネシア協定第41条に基づく原産地証明書	インドネシア協定原産地証明書
ブルネイ協定	ブルネイ協定第37条に基づく原産地証明書	ブルネイ協定原産地証明書

アセアン包括協定	アセアン包括協定附属書 4 第 2 規則に基づく原産地証明書	アセアン包括協定原産地証明書
フィリピン協定	フィリピン協定第 41 条に基づく原産地証明書	フィリピン協定原産地証明書
スイス協定	スイス協定附属書 2 第 16 条に基づく原産地証明書	スイス協定原産地証明書
ベトナム協定	ベトナム協定附属書 3 第 2 規則に基づく原産地証明書	ベトナム協定原産地証明書
インド協定	インド協定附属書 3 第 3 節に基づく原産地証明書	インド協定原産地証明書
ペルー協定	ペルー協定第 54 条に基づく原産地証明書	ペルー協定原産地証明書
オーストラリア協定	オーストラリア協定第 3 ・ 15 条に基づく原産地証明書	オーストラリア協定原産地証明書
モンゴル協定	モンゴル協定第 3 ・ 16 条に基づく原産地証明書	モンゴル協定原産地証明書
R C E P 協定	R C E P 協定第 3 ・ 17 条に基づく原産地証明書	R C E P 協定原産地証明書

(2) 令第 36 条の 3 第 3 項（令第 50 条の 2 の規定において準用する場合を含む。）、第 51 条の 12 第 3 項又は第 61 条第 1 項第 2 号イ(1)の規定により、税関に提出された原産地証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、各協定に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、E P A 税率を適用することはできないことに留意する。

イ 次の表の第 1 欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の第 2 欄に掲げる事項が以下(イ)から(ハ)までに留意して記載され、かつ、後記 68-5-14 (1) に定める発給機関により発給されたものであり、その印及び署名権者の署名がなされているものであること。

シンガポール協定	シンガポール協定附属書 II B に定める事項
メキシコ協定	メキシコ統一規則に定める事項
マレーシア協定	マレーシア協定附属書 3 に定める事項
チリ協定	チリ協定附属書 4 に定める事項
タイ協定	タイ協定附属書 3 に定める事項
インドネシア協定	インドネシア協定附属書 3 に定める事項
ブルネイ協定	ブルネイ協定附属書 3 に定める事項
アセアン包括協定	アセアン包括協定附属書 4 の付録に定める事項

フィリピン協定	フィリピン協定附属書 3 に定める事項
スイス協定	スイス協定附属書 2 付録 2 に定める事項
ベトナム協定	ベトナム協定附属書 3 の付録に定める事項
インド協定	インド運用上の手続に定める事項
ペルー協定	ペルー協定附属書 4 に定める事項
オーストラリア協定	オーストラリア協定附属書 3 に定める事項
モンゴル協定	モンゴル協定附属書 3 に定める事項
R C E P 協定	R C E P 協定附属書 3 B の 1 に定める事項

- (イ) 品目に対応する、日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が所定の欄に記載されていること。スイス協定原産地証明書の「仕入書」欄は任意となっており、当該欄に日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が記載されていない場合は、当該スイス協定原産地証明書により原産性が証明された貨物と輸入申告された貨物との同一性の確認のため、仕入書又は契約書を含む取引関係がわかる書類の提出を輸入者に対し求めることができる。
- (ロ) 原産地証明書を申請した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、次の表の第 1 欄に示す原産地証明書に対応した同第 2 欄に示す関係欄に、仕入書が第三国で発行される旨（アセアン包括協定原産地証明書においては第 10 欄に、インド協定原産地証明書においては第 7 欄に、当該第三国で発行された仕入書の番号及び日付が記入されている場合は記載を要しない。）及び当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所（R C E P 協定原産地証明書においては所在する国名）の記載を要するものとし、また、第 3 欄に掲げる留意事項の記載等を要する場合には、当該記載がされていること。

原産地証明書	記載欄	留意事項
メキシコ協定原産地証明書	「11. Remarks:」	—
マレーシア協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—
チリ協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—
タイ協定原産地証明書	「1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country)」	—

インドネシア協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—
ブルネイ協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—
アセアン包括協定原産地証明書	「7. Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party)」	第13欄中の「 <input type="checkbox"/> Third country Invoicing」にチェックが付されていること
フィリピン協定原産地証明書	「9. Remarks:」	左記の欄に non-Party invoicing と記入されていること
ベトナム協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—
インド協定原産地証明書	「8. Remarks:」	左記欄中の「 <input type="checkbox"/> Third Country Invoicing」にチェックが付されていること
ペルー協定原産地証明書	「9. Remarks:」	—
オーストラリア協定原産地証明書	「13. Other Specifications:」又は最下欄	左記欄中の「 <input type="checkbox"/> Subject of non-party invoice」又は「 <input type="checkbox"/> NON PARTY INVOICE」にチェックが付されていること
モンゴル協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—
RCEP協定原産地証明書	「14. Remarks」	第17欄中の「 <input type="checkbox"/> Third-party invoicing」にチェックが付されていること

- (ハ) 各協定に基づく原産地証明書（スイス協定原産地証明書を除く）に記載される関税率表番号は、6桁で記載されるが、7桁以降の記載があっても不備とはしないものとする。なお、スイス協定原産地証明書には関税率表番号が記載されないことに留意する。
- ロ 原産地証明書に記載されている物品と輸入物品とが一致すること。
- ハ 災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、令第61条第5項に定める有効期間内のものであること。

ニ 原産地証明書は、単一の船積みに係る産品についてのみ有効なものとする。なお、この場合、当該原産地証明書に2以上の仕入書の番号及び日付が記載されていても無効な扱いとはしないので留意する。

ホ 原産地証明書の記載内容について修正が行われている場合には、それぞれの修正箇所につき、その発給機関の修正印が押なつされている等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされていること。なお、インドネシア協定原産地証明書にあっては、記載内容の修正は行われることはなく、再発給されるので留意する。

ヘ 紛失等の理由により再発給された原産地証明書について、次の表の第1欄に掲げる原産地証明書に第2欄の記載事項が記載されていること。

原産地証明書	記載事項
シンガポール協定原産地証明書	“DUPLICATE” 又は “DUPLICATA”
メキシコ協定原産地証明書	“DUPLICATE”
マレーシア協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
チリ協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
タイ協定原産地証明書	“DUPLICATE”及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
インドネシア協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
ブルネイ協定原産地証明書	“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
アセアン包括協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日、又は“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日
フィリピン協定原産地証明書	“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日及び証明番号
スイス協定原産地証明書	“DUPLICATE”及び当初の原産地証明書の発給年月日
ベトナム協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日、又は“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日
インド協定原産地証明書	“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日及び証明番号
ペルー協定原産	“DUPLICATE OF THE ORIGINAL CERTIFICATE OF ORIGIN

地証明書	NUMBER__DATED__”
オーストラリア協定原産地証明書	“DUPLICATE OF THE ORIGIN CERTIFICATE OF ORIGIN NUMBER__DATED__”
モンゴル協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
RCEP協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日、第14欄に“CERTIFIED TRUE COPY”及び再発給された原産地証明書の発給年月日

なお、再発給された原産地証明書の有効期間の起算日は当初の原産地証明書が発給された日であるので、令第61条第5項の規定の適用に当たり留意するとともに、当初の原産地証明書は有効なものとしては扱わないこととなるので留意する。

ト 原産地証明書が、貨物が本邦以外の締約国（スイス協定においては輸出締約国の関税地域）から送り出された後（インドネシア協定、アセアン包括協定（アセアン包括協定については最初の原産地証明書又は連続する原産地証明書が発給された場合）、ベトナム協定及びインド協定にあっては船積日から4日目以降（例えば、船積日が7月1日であれば、7月4日以降）、フィリピン協定にあっては船積日から3日目以降）において発給された場合には、次の表の第1欄に掲げる原産地証明書に第2欄の記載事項が記載され、また、第3欄に掲げる留意事項の記載等が必要な場合には、当該記載等がなされ、送り出された後に発給されたことが明らかに表示されていること。

原産地証明書	記載事項	留意事項
メキシコ協定原産地証明書	“ISSUED RETROSPECTIVELY”	—
マレーシア協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY”	—
チリ協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—
タイ協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—
インドネシア協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—
ブルネイ協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—
アセアン包括協定	船積みの日	第13欄中の「 <input type="checkbox"/> ISSUED

原産地証明書		RETROACTIVELY」にチェックが付されていること
フィリピン協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—
スイス協定原産地証明書	“ISSUED RETROSPECTIVELY”	
ベトナム協定原産地証明書	“Issued Retroactively” 及び船積みの日	
インド協定原産地証明書	船積みの日	第 8 欄中の「 <input type="checkbox"/> ISSUED RETROACTIVELY」にチェックが付されていること
ペルー協定原産地証明書	“ISSUED RETROSPECTIVELY” 及び船 積みの日	—
オーストラリア協定原産地証明書	“ISSUED RETROSPECTIVELY” 及び船 積みの日	—
モンゴル協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 又は船積みの日	—
R C E P 協定原産地証明書	—	第17欄中の「 <input type="checkbox"/> ISSUED RETROACTIVELY」にチェックが付されていること

チ 各協定に基づく原産地証明書の特徴的留意点

- (イ) シンガポール品目別規則のうち、関税率表番号第 0301.11 号の産品のうちのこい及び金魚以外のもの並びに関税率表番号第 0301.19 号の産品の規則にあつては、当該条件に該当する場合には「The goods were imported at the stage of fry from a non-Party which is an ASEAN member country where the fry had been born or hatched, and the goods were raised in (日本又はシンガポール) for at least one month.」が、品名の次に記載されるので留意する。
- (ロ) メキシコ協定原産地証明書の「8. Preference criterion」の欄に「TPL」と表示されている場合には、同証明書の「11. Remarks:」の欄に「CERTIFICATE OF ELIGIBILITY ATTACHED」と表示されているとともに、同証明書と同一の貨物を対象としたメキシコ経済省が発給する「Certificate of Eligibility」が添付されていること。
- (ハ) マレーシア協定原産地証明書の「6. Quantity or Gross Weight, and FOB Value (Optional)」に FOB 価格が記載されている場合には、当該 FOB 価格については、特段の確認を要しないものとする。

(ニ) アセアン包括協定原産地証明書の「4. For Official Use」の欄については、特段の記載を要せず、「9. Gross weight or other quantity and value (FOB only when RVC criterion is used)」の欄に価格が記載される場合には、当該価格については、特段の確認を要しないものとする。

(ホ) 次表の第1欄の経済連携協定に対応する第2欄の製品について、品目別規則において、インド洋まぐろ類委員会(以下「IOTC」という。)の登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られた材料の使用を認めている規則にあっては、同第3欄に掲げる記載欄に当該材料名、当該漁船の船名、IOTC登録番号及び当該漁船の国籍が記載されるので留意する。

経済連携協定	対象	記載欄
タイ協定	第16類	タイ協定原産地証明書の、「7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)」の欄
フィリピン協定	第16類	フィリピン協定原産地証明書の「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code」の欄

(ハ) 次表の第1欄の経済連携協定に対応する第2欄の製品について、品目別規則において、アセアン第三国ルールが適用される場合は、同第3欄の事項が同第4欄に示す所要欄に記載されるので留意する。

経済連携協定	対象	必要記載内容	記載欄
シンガポール協定	第16類、第18類から第20類までの製品	「The goods were produced from (材料名) of a non-Party which is an ASEAN member country.」	シンガポール協定原産地証明書の、「10 No. & Kind of Packages Description of Goods」の欄に記載される「品名」の後
	第19類又は第20類の製品であって当該産	「The goods were produced from (材料名) of a	

	品の生産に第7類、第8類、第11類、第12類又は第17類の東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の非原産材料の使用を認めるもの	non-Party which is an ASEAN member country.」及び「(上記の材料名) were produced from (材料名) harvested, picked or gathered in (本邦、シンガポール又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名).」	
マレーシア協定	第16類、第18類から第20類までの産品	東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料名及び当該材料の収穫等がなされた国名	マレーシア協定原産地証明書の、「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances」の欄
	第19類又は第20類の産品	東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料名及び当該材料の収穫等がなされた国名	
タイ協定	第7類、第16類、第18類から第20類までの産品	東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料名、当該材料の収穫等がなされた国名	タイ協定原産地証明書の、「7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)」の欄
ブルネイ協定	第4類、第11類、第16類から第20類まで、第29類の産品	東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料名、当該材料の収穫等がなされた国名	ブルネイ協定原産地証明書の、「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description

			of good(s); HS tariff classification number」の欄
フィリピン協定	第18類又は第20類の産品	東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料名、当該材料の収穫等がなされた国名	フィリピン協定原産地証明書の「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code」の欄

なお、上記シンガポール協定に係る第19類又は第20類の産品に係る規則にあっては、東南アジア諸国連合の加盟国である国名の記載に代えて、「ASEAN」と記載することができるので留意する。

- (ト) 次表の第1欄の経済連携協定に対応する第2欄の産品について、品目別規則において、当該産品の生産に東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料の使用を認める規則(以下、「繊維製品の規則」という。)が適用される場合は、材料名、該当する製造工程又は作業及び当該製造工程又は作業を行った国名(シンガポール協定にあっては、「The goods were produced from (材料名) with respect to which (作業又は加工の名称) had been conducted in (本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名).」)が同第3欄に示す所要の記載欄に記載されるので留意する。

経済連携協定	対象	記載欄
シンガポール協定	第50類から第63類までの産品	シンガポール協定原産地証明書の、「10 No. & Kind of Packages Description of Goods」の欄に記載される「品名」の後
マレーシア協定	第50類から第63類までの産品	マレーシア協定原産地証明書の、「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances」の欄
タイ協定	第61類又は第62類の産品	タイ協定原産地証明書の、「7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)」の欄

インドネシア協定	第50類から第63類までの産品	インドネシア協定原産地証明書の、「4. Item number(as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number」の欄
ブルネイ協定	第50類から第63類までの産品	ブルネイ協定原産地証明書の、「4. Item number(as necessary); Marks and numbers ; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number」の欄
フィリピン協定	第50類から第63類までの産品	フィリピン協定原産地証明書の「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code」の欄
ベトナム協定	第50類から第63類までの産品	ベトナム協定原産地証明書の「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s)」の欄

なお、上記シンガポール協定に係る第50類から第63類までの産品に係る規則にあつては、東南アジア諸国連合の加盟国である国名の記載に代えて、「ASEAN」と記載することができるので留意する。

- (チ) R C E P協定原産地証明書の「11. RCEP Country of Origin」の欄には、R C E P協定第2・6条1から4までの規定により決定される「R C E P原産国」又は同条6により決定される締約国名（詳細は条約等基本通達3-20(2)及び(3)を参照。）が記載される。
- (リ) 次の表の第1欄に掲げる原産地証明書が連続する原産地証明書である場合には、第2欄のとおり記載されるので留意する。

原産地証明書	留意事項
アセアン包括協定原産地証明書	第13欄中の「 <input type="checkbox"/> Back-to-Back CO」にチェックが付されていること。
R C E P協定原産地証明書	第17欄中の「 <input type="checkbox"/> Back-to-back Certificate of Origin」にチェックが付されていること並びに第14欄に最初の原産地証明の番号、発給又は作成の日付、発給又は作成国、「R C E P原産国」、及び該当する場合には、最初の輸出締約国の認定された輸出者の認定番号が記載されていること。

(ヌ) R C E P 協定原産地証明書の「5. For Official Use」の欄については特段の記載を要しない。

(3) 原産地証明書の様式は、別途事務連絡する。

(原産地申告の必要的要件)

68-5-11の2

(1) 本節において、原産地申告とは次の表の第1欄に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ第2欄に掲げるものとする。

協定名	原産地申告	本節における略称
メキシコ協定	メキシコ協定第39条のBに基づく原産地申告	メキシコ協定原産地申告
スイス協定	スイス協定附属書2第19条に基づく原産地申告	スイス協定原産地申告
ペルー協定	ペルー協定第57条に基づく原産地申告	ペルー協定原産地申告
R C E P 協定	R C E P 協定第3・18条1(a)に基づく原産地申告	R C E P 協定原産地申告

(2) 令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(1)の規定により、税関に提出された原産地申告については、原則として、次の各号に掲げる要件を満たしている必要がある。なお、各協定に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、E P A 税率を適用することはできないことに留意する。

イ メキシコ協定原産地申告、スイス協定原産地申告及びペルー協定原産地申告においては、原産性の証明を行う製品について特定できるように十分に詳細に記載されている仕入書、納品書その他の商業文書に、以下の申告文が不足なく記載されていること。ただし、申告文が記載された仕入書、納品書その他の商業文書の作成の日が輸入申告から1年以内であることが必要であり、申告文の記載は、タイプ印書、押印又は印刷によるものとし、手書きによるものは認められないので、留意する。なお、認定輸出者の認定番号が申告文に記載されていない場合、申告文に記載された認定輸出者の認定番号が、別途事務連絡する認定輸出者リストに含まれていない場合は、総括原産地調査官に報告する。また、これらの協定に係る原産地申告には原則として関税率表番号の記載がなく、輸入貨物に実際に適用されるべき関税率表番号に係る品目別規則が適用されたものとみなして差し支えないが、製品の原産性に疑義がある場合は、総括原産地調査官に報告する。

- (イ) メキシコ協定原産地申告については、メキシコ統一規則附属書 3 に定める「The exporter of the goods covered by this document (Authorization No... 認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of Japan/Mexico preferential origin under Japan-Mexico EPA/ Mexico- Japan EPA」。ただし、Japan-Mexico EPA/ Mexico- Japan EPA については、申告文がメキシコに所在する輸出者により作成されることから Mexico-Japan EPA と記載される。なお、原産地申告は、英語により作成することとされているので、留意する。
- (ロ) スイス協定原産地申告については、スイス協定附属書 2 付録 3 に定める「The exporter of the products covered by this document (Authorisation No. 認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of Swiss or Japan (産品の原産地) preferential origin」。
- (ハ) ペルー協定原産地申告については、ペルー協定附属書 4 に定める「The exporter of the goods covered by this document (Authorization No 認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of Japan or Peru (産品の原産地) preferential origin under Japan-Peru EPA/Peru-Japan EPA. (Place and date)」。ただし、(Place and date)については、申告文が記載されている仕入書等に別途記載がある場合は省略することができる。なお、ペルー協定本文は、日本語、スペイン語及び英語がひとしく正文とされているが、原産地申告については、英語により作成することとされているので、留意する。
- ロ R C E P協定原産地申告においては、R C E P協定附属書 3 B の 2 に掲げる事項が以下に留意して記載されていること。
- (イ) 英語で作成されたものであること。
- (ロ) 証明する者の氏名又は名称が記載されていること。
- (ハ) 原産地申告が作成された日付が記載されていること。
- なお、原産地申告に記載された認定輸出者の認定番号が別途事務連絡する認定輸出者リストに含まれていない場合、又は認定輸出者が作成した原産地申告に係る産品が当該認定輸出者に対する認定の対象となる産品以外の産品である場合は、総括原産地調査官に報告する。
- ハ 上記イの申告文が記載された商業文書又は上記ロの申告に係る貨物と輸入貨物が一致すること。
- ニ 災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、令第 61 条第 5 項に定める有効期間内のものであること。

(原産品申告書の必要的要件及び様式)

(1) 本節において、原産品申告書とは以下のものをいう。

イ オーストラリア協定第3・16条に基づく原産地証明文書

ロ TPP11協定第3・20条に基づく原産地証明書

ハ EU協定第3・16条に基づく原産地に関する申告又は輸入者の知識

ニ 米国協定附属書I第C節第一款9(a)に基づく産品が原産品であることについての輸入の時の申告

ホ 英国協定第3・16条に基づく原産地に関する申告又は輸入者の知識

ヘ RCEP協定第3・18条1(b)に基づく輸出者又は生産者による原産地申告及び同第3・16条4の注に基づく輸入者による原産地申告

なお、原産品申告書については任意の様式とするが、必要記載事項を含めた様式見本を別途事務連絡する。

(2) 令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(2)の規定により、税関に提出された原産品申告書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、各協定に定める原産地規則に係る規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA税率を適用することはできないことに留意する。

イ オーストラリア協定附属書3に掲げる事項が以下に留意して記載されていること。

(イ) 品目に対応する日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が記載されていること。

(ロ) 原産品申告書を作成した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、原産品申告書においては、第三国インボイスが使用されている旨記載されているとともに、当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所の記載を要するものとする。

ロ TPP11協定附属書3-Bに掲げる事項が以下に留意して記載されていること。

(イ) 品目に対応する日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が記載されていること。

(ロ) 同一の産品を2回以上輸入する場合には、その期間を記載し、かつ当該期間が12箇月を超えないこと。

ハ EU協定第3章に定める要件が以下に留意して記載されていること。

(イ) 第3・16条2(a)に基づく輸出者（生産者を含む）によって作成された原産地に関する申告による場合、同協定附属書3-Dに規定されている申告文が、インボイス等の商業上の文書上に作成されていること。なお、当該申告文は商業上の文書の添付書類として別紙に作成されたものであってもよい。

(ロ) 上記(イ)の申告文の英文は以下のとおりである。

(Period : from..... to..... (注1))

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No..... (注2)) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of preferential origin (注3).

(Origin criteria used (注4))

.....
(Place and date (注5))

.....
(Printed name of the exporter)

.....
(注1) 原産地に関する申告が第3・17条5(b)に規定する同一の原産品の二回以上の輸送のために作成される場合は、当該申告が適用される期間(12か月以下)が記載される。当該製品の全ての輸入は記載された期間内に行われていることを確認する。そのような期間の適用がない場合には、この欄は、空欄となってもよい。

(注2) 欧州連合の輸出者については、当該参照番号は、欧州連合の法令に従って割り当てられる番号である。

(注3) 製品の原産地(the European Union(欧州連合))が記載されている。

(注4) 場合に応じて、次の一又は二以上の記号が記載されている。

i 第3・2条1(a)に規定する産品(完全生産品)については、「A」

ii 第3・2条1(b)に規定する産品(原産材料のみから生産される産品)については、「B」

iii 第3・2条1(c)に規定する産品(品目別規則を満たす産品)については、「C」(当該産品に実際に適用される品目別規則の種類に係る次の数字を追加的に付されていること。)

(ア) 関税分類変更基準については、「1」

(イ) 付加価値基準については、「2」

(ウ) 加工工程基準については、「3」

(エ) 累積を適用する場合には、「D」

(オ) 許容限度を適用する場合には、「E」

(注5) 場所及び日付の情報が文書自体に含まれる場合には、省略されていてもよい。

なお、当該申告文は同附属書に規定する他の23言語の使用も可能となっていることから、英文以外の言語による申告文が作成されている場合には、当該申告文が同協定に定められたものとなっていることを確認することとする。

(ハ) 第3・16条2(b)に基づく輸入者の知識による場合、原産品申告書が

以下に留意して作成されていること。

① 以下の事項が含まれていること。

- i 輸出者に関する情報（輸出者の氏名又は名称及び住所（国名を含む））
- ii 製品の概要（品名、仕入書の番号等）
- iii 統一システムの関税分類番号（HS2017版に基づく6桁）
- iv 適用する原産性の基準
- v 原産品申告書の作成年月日及び作成者の情報

② 上記① ivの適用する原産性の基準は、上記(ロ)（注4）を準用する。

③ 仕入書の番号が記載されている等、他の輸入申告書類との関連付けがなされていること。

④ 同一の製品を2回以上輸入する場合には、その期間を記載し、かつ当該期間が12箇月を超えないこと。

ニ 米国協定附属書I第C節第一款9(a)に基づき輸入者が作成する原産品申告書においては、以下に留意して作成されていること。

(イ) 以下の事項が含まれていること

- ① 輸出者に関する情報（輸出者の氏名又は名称及び住所）
- ② 生産者に関する情報（生産者の氏名又は名称及び住所）
- ③ 輸入者に関する情報（輸入者の氏名又は名称、住所及び電話番号）
- ④ 製品の概要（品名、仕入書の番号）
- ⑤ 統一システムの関税分類番号（HS2017版に基づく6桁）
- ⑥ 適用する原産性の基準
- ⑦ 原産品申告書の作成年月日及び作成者の情報

(ロ) 上記(イ)⑥の原産性の基準は場合に応じて、以下のように記載されていること。なお、製品が複数ある場合には、それぞれについて記載する必要があることに留意する。

- ① 附属書I第C節第一款2(b)に規定する製品（完全生産品）については「W0」
- ② 附属書I第C節第一款2(a)(ii)に規定する製品（原産材料のみから生産される製品）については「PE」
- ③ 附属書I第C節第一款2(a)(iii)に規定する製品（品目別規則を満たす製品）については、「PSR」
- ④ 附属書I第C節第一款3(a)に規定する僅少の非原産材料の規定を適用した製品については、上記③に加えて「DMI」

(ハ) 日本語又は英語で作成すること

ホ 英国協定第3章に定める要件が以下に留意して記載されていること。

(イ) 第3・16条2(a)に基づく輸出者（生産者を含む。）によって作成された原産地に関する申告による場合、同協定附属書3-Eに規定されている申告文が、インボイス等の商業上の文書上に作成されていること。なお、当該申告文は商業上の文書の添付書類として別紙に作成されたも

のであってもよい。

(ロ) 上記(イ)の申告文の英文は以下のとおりである。

(Period : from.....to..... (注1))

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No..... (注2)) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of preferential origin (注3).

(Origin criteria used (注4))

.....

(Place and date (注5))

.....

(Printed name of the exporter)

.....

(注1) 原産地に関する申告が第3・17条5(b)に規定する同一の原産品の二回以上の輸送のために作成される場合は、当該申告が適用される期間(12か月以下)が記載される。当該製品の全ての輸入は記載された期間内に行われていることを確認する。そのような期間の適用がない場合には、この欄は、空欄となってもよい。

(注2) 英国の輸出者については、当該参照番号は、英国の法令に従って割り当てられる番号である。

(注3) 製品の原産地(the United Kingdom(英国))が記載されている。

(注4) 場合に応じて、次の一又は二以上の記号が記載されている。

i 第3・2条1(a)に規定する製品(完全生産品)については、「A」

ii 第3・2条1(b)に規定する製品(原産材料のみから生産される製品)については、「B」

iii 第3・2条1(c)に規定する製品(品目別規則を満たす製品)については、「C」(当該製品に実際に適用される品目別規則の種類に係る次の数字を追加的に付されていること。)

(ア) 関税分類変更基準については、「1」

(イ) 付加価値基準については、「2」

(ウ) 加工工程基準については、「3」

(エ) 累積を適用する場合には、「D」

(オ) 許容限度を適用する場合には、「E」

(注5) 場所及び日付の情報が文書自体に含まれる場合には、省略されていてもよい。

なお、当該申告文は日本語又は英語で作成が可能となっている。

(ハ) 第3・16条2(b)に基づく輸入者の知識による場合、原産品申告書が

以下に留意して作成されていること。

- ① 以下の事項が含まれていること。
 - i 輸出者に関する情報（輸出者の氏名又は名称及び住所）
 - ii 製品の概要（品名、仕入書の番号等）
 - iii 統一システムの関税分類番号（HS2017版に基づく6桁）
 - iv 適用する原産性の基準
 - v 原産品申告書の作成年月日及び作成者の情報
- ② 上記①ivの適用する原産性の基準は、上記(ロ)（注4）を準用する。
- ③ 仕入書の番号が記載されている等、他の輸入申告書類との関連付けがなされていること。
- ④ 同一の産品を2回以上輸入する場合には、その期間を記載し、かつ当該期間が12箇月を超えないこと。

へ RCEP協定附属書3Bの2に掲げる事項が以下に留意して記載されていること。

- (イ) 英語により作成されていること。
- (ロ) 証明する者の氏名又は名称が記載されていること。
- (ハ) 原産品申告書が作成された日付が記載されていること。

ト 原産品申告書に記載されている産品と輸入貨物とが一致すること。

チ 災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、令第61条第5項に定める有効期間内のものであること。

リ 原産品申告書は、(1)イ、ニ及びへのものについては、単一の船積みに係る産品についてのみ有効なものとし、(1)ロ、ハ及びホのものについては、同一の産品の2回以上の船積み（原産品申告書の作成の日から12か月以内に行われるものに限る。）について有効なものとする事ができる。なお、この場合、当該原産品申告書に2以上の仕入書の番号及び日付が記載されていても無効な扱いとはしないので留意する。

（原産品であることを明らかにする書類の取扱い）

68-5-11の4

- (1) 本節において、原産品であることを明らかにする書類（以下この項において「その他の書類」という。）とは、以下のイからへまでに規定する各協定に基づいた原産品であることを示す書類であって、令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(2)の規定により税関長がその提出の必要がないと認めるときを除き、原産品申告書において申告された産品に適用される原産性の基準が満たされていることの説明を求めるための資料及びRCEP協定附属書3Bの2(i)の「RCEP原産国」を確認するための書類（RCEP協定第2・6条6(a)の規定による税率の適用を輸入者が求める場合に同規定に該当する締約国を確認するための書類を含む。）をいう。

イ オーストラリア協定第3・17条2(c)

- ロ T P P 11 協定第 3・20 条 2 (a)、第 3・24 条(a)注書き
- ハ E U 協定第 3・16 条 3
- ニ 米国協定附属書 I 第 C 節第 1 款 9 (b)
- ホ 英国協定第 3・16 条 3
- へ R C E P 協定第 3・22 条 4

(2) 原産品申告書の提出の際に提出を求めるその他の書類の取扱いについては、以下のとおりとする。なお、原産品申告明細書は任意の様式とするが、必要記載事項を含めた様式見本を別途事務連絡する。

イ その他の書類の提出に当たっては、原産品申告明細書に原産品申告書に記載された製品の番号等必要事項を記載し、これに適用した原産性の基準を満たすことの説明に係る関係書類及び「R C E P 原産国」を確認するための関係書類を添付して提出させるものとする。なお、原産品申告明細書に代えて、原産品申告明細書の記載事項を含むその他の書面による提出が行われた場合は、これを認めて差し支えないものとする。

ロ 上記イのうち、原産性の基準を満たすことの説明に係る関係書類として提出すべき書類の例は、次の表の第 1 欄に掲げる製品の区分に応じ、同表第 2 欄に掲げる資料とする。

産品に係る根拠規定	関係書類の例
<ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア協定第 3・3 条 ・T P P 11 協定第 3・3 条 ・E U 協定第 3・3 条 ・米国協定附属書 I 第 C 節第 1 款 2 (b) ・英国協定第 3・3 条 ・R C E P 協定第 3・3 条 	契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等（当該産品が各協定に基づいて完全に得られた、又は生産された産品であることを確認できるものに限る。）
<ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア協定第 3・2 条 (b) ・T P P 11 協定第 3・2 条 (b) ・E U 協定第 3・2 条 1 (b) ・米国協定附属書 I 	契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等（ただし、全ての一次材料（産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が各協定に基づく原産品であることを確認できるものに限る。）

<p>第C節第1款2 (a)(ii)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英国協定第3・2条1(b) ・RCEP協定第3・2条(b) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア協定第3・2条(c) ・TPP11協定第3・2条(c) ・EU協定第3・2条1(c) ・米国協定附属書I第C節第1款2(a)(iii) ・英国協定第3・2条1(c) ・RCEP協定第3・2条(c) <p>(上記の製品のうち、関税分類変更基準を適用するもの)</p>	<p>総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等（全ての非原産材料の関税率表番号が、適用する協定の品目別規則に応じた水準で確認できるもの）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア協定第3・2条(c) ・TPP11協定第3・2条(c) ・EU協定第3・2条1(c) ・米国協定附属書I第C節第1款2(a)(iii) ・英国協定第3・2条1(c) ・RCEP協定第3・2条(c) <p>(上記の製品のうち、付加価値基準を適用するもの又は非原産材料価額割合に</p>	<p>製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等（適用する協定に定める計算式によって、特定の付加価値を付けていることが確認できるもの）</p>

<p>ついて規定があるもの)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア協定第3・2条(c) ・TPP11協定第3・2条(c) ・EU協定第3・2条1(c) ・米国協定附属書I第C節第1款2(a)(iii) ・英国協定第3・2条1(c) ・RCEP協定第3・2条(c) <p>(上記の製品のうち、加工工程基準を適用するもの)</p>	<p>契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等（当該基準に係る特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できるもの）</p>
<p>その他の原産性の基準を適用する産品</p>	<p>原材料の締約国原産地証明書等（オーストラリア協定第3・6条、TPP11協定第3・6条、EU協定第3・5条、英国協定第3・5条又はRCEP協定第3・4条にそれぞれ規定する累積を適用する場合）、製造原価計算書（オーストラリア協定第3・4条3(a)、TPP11協定第3・11条1、第4・2条2、EU協定第3・6条1(a)、同附属書3-A注釈8、米国協定附属書I第C節第1款3(a)、英国協定第3・6条1(a)、同附属書3-A注釈8又はRCEP協定第3・7条にそれぞれ規定する僅少の非原産材料又は許容限度を適用する場合）、その他輸入しようとする産品が同協定に規定する原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事実を記載した資料</p>

ハ 上記イのうち、「RCEP原産国」を確認するための関係書類として提出すべき書類の例は、次の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表第2欄に掲げる資料とする。

「RCEP原産国」の決定に係る根拠規定	関係書類の例
・ R C E P 協定第 2 ・ 6 条 2 (同協定第 3 ・ 2 条 (b) の原産品に限る。)	製造工程フロー図、生産指図書等 (R C E P 協定第 2 ・ 6 条 5 に規定する軽微な工程以外の生産工程が輸出締約国において行われていることが確認できるもの)
・ R C E P 協定第 2 ・ 6 条 3	製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等 (R C E P 協定に定める計算式によって、輸出締約国において製品の価額の総額の 20 パーセント以上の付加価値を付けていることが確認できるもの)
・ R C E P 協定第 2 ・ 6 条 4	原材料の原産地証明書、契約書、総部品表、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等 (原産品の生産において使用された原産材料 (一次材料) を提供した全ての締約国及びその価額が確認できるもの)
・ R C E P 協定第 2 ・ 6 条 6 (a)	原材料の原産地証明書、契約書、総部品表、各材料・部品の投入記録、仕入書等 (原産品の生産において使用された原産材料 (一次材料) を提供した全ての締約国が確認できるもの)

ニ R C E P 協定第 3 ・ 19 条に規定する連続する原産地証明として中間締約国の輸出者が作成する原産品申告書を提出する場合に提出すべきその他の書類は、以下のとおりとする。

- (イ) 当該中間締約国において更なる加工 (再こん包又は物流に係る活動 (例えば、積卸し、蔵置、貨物の分割、輸入締約国の法令、手続、行政上の決定又は政策が要求する単なるラベル等による表示、産品を良好な状態に保存するため又は輸入締約国へ産品を輸送するために必要な他の作業) を除く。) が行われていないことを確認できる資料
- (ロ) 輸入しようとする産品が、R C E P 協定附属書 I の日本国の関税に係る約束の表の付録に該当する品目である場合、上記ハに規定する「R C E P 原産国」を確認するための関係書類

ホ 令第 61 条第 1 項第 2 号イ (2) に規定する「税関長がその提出の必要がないと認めるとき」とは、次の産品を輸入しようとするときをいう。ただし、原産品申告書に記載された産品の原産性について疑義がある場合を除く。

- (イ) オーストラリア協定第 3 ・ 3 条、T P P 11 協定第 3 ・ 3 条、E U 協定第 3 ・ 3 条、米国協定附属書 I 第 C 節第 1 款 2 (b)、英国協定第 3 ・ 3 条又は R C E P 協定第 3 ・ 3 条に規定する完全に得られる産品又は完全に生産される産品 (当該産品の輸入申告の際に提出される令第 61

条第1項本文に規定するいずれかの書類によりそれぞれの協定に基づいて完全に得られた、又は生産された製品であることが確認できる場合に限る。この場合において、輸入申告書の添付書類欄に「EPA W0」と記載するものとする。）

- (ロ) 前記7-18の規定により該当する協定に基づいた原産品であるとの回答を受けた貨物と同一の製品（この場合において、当該回答書に係る登録番号を輸入申告書の「添付書類」欄に記載するものとする。）
 - (ハ) 前記68-5-6の規定により該当する協定に基づいた原産品であることが明らかであると認めた貨物に該当する製品
 - (ニ) 課税価格の総額が20万円以下の製品
 - (ホ) その他税関長がその提出の必要がないと認める製品
- へ その他の書類の提出に関して、輸出者又は生産者が原産品申告書を作成した場合、輸出者又は生産者による誓約書（オーストラリア協定第3・16条1(b)又は(c)に規定する原産品である旨の書面又は電磁的手段による申告に対する合理的な信頼、又は、TPP11協定第3・21条2(b)に規定する生産者が有する情報に対する合理的な信頼又は同条3(b)に規定する輸出者又は生産者から提供された裏付けとなる書類に対する合理的信頼をいう。）に基づき原産品申告書を作成した場合等において、原産品であることを明らかにする事実に関して、輸出者又は生産者に係る営業秘密が含まれているため、輸入者に情報を提供できない等により上記ロに規定する製品の区分に応じた関係書類を提出できないような特段の事情があるときは、原産品申告明細書に当該原産品申告書を作成した経緯（原産品であることを確認した方法等）を記載し提出するか、若しくは別途事務連絡する方法によることとして差し支えないものとする。ただし、この場合において、関税暫定措置法基本通達12の4-2に規定する原産品であるかどうかの確認の実施を検討する必要があるので留意すること。
- ト 上記ハに規定する「RCEP原産国」を確認するための関係書類は、以下の場合には提出を要しない。
- (イ) 製品がRCEP協定附属書Iの日本国の関税に係る約束の表において締約国毎に異なる税率が設定されている品目以外の品目である場合
 - (ロ) 原産性の基準を満たすことの説明に係る関係書類により「RCEP原産国」を確認できる場合
 - (ハ) 条約等基本通達3-20(4)の規定によりRCEP協定上の原産品であるとの回答に併せて「RCEP原産国」に関する回答を受けた貨物について当該回答における「RCEP原産国」と同一の締約国を原産品申告書上の「RCEP原産国」として申告する場合（この場合において、当該回答書に係る登録番号を輸入申告書の「添付書類」欄に記載するものとする。）

(締約国品目証明書の必要的要件)

68-5-11 の 5

(1) 本節において、締約国品目証明書とは、次表第 1 欄に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ第 2 欄に掲げるものを言う。

協定名	締約国品目証明書	本節における略称
ペルー協定	ペルー協定附属書 1 第 2 編第 3 節第 3 条に基づく品目証明書	ペルー協定締約国品目証明書
モンゴル協定	モンゴル協定附属書 1 第 2 編第 1 節に基づく品目証明書	モンゴル協定締約国品目証明書

(2) 令第 36 条の 3 第 5 項(令第 50 条の 2 の規定において準用する場合を含む。)、第 51 条の 12 第 5 項、第 61 条第 1 項第 2 号ハの規定により、税関に提出された締約国品目証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。

イ 締約国品目証明書にあつては、次表中の第 1 欄に掲げる協定の区分に応じ、同表の第 2 欄に掲げる事項が以下(イ)及び(ロ)に留意して記載され、かつ、後記 68-5-14 の(2)に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされているものであること。

ペルー協定	ペルー協定附属書 1 第 2 編第 3 節第 3 条に定める事項
-------	----------------------------------

(イ) ペルー協定附属書 1 第 2 編第 2 節日本国の表の 2 欄に定める品名が記載されていること。

(ロ) 品目に対応する、日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が記載されていること。

ロ 締約国品目証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること。

(不備のある原産地証明書の取扱い)

68-5-12 原産地証明書の記載事項について、前記 68-5-11 の要件を満たすことが必要であり、不備がある場合は、原則として、EPA 税率を適用することはできない。ただし、不備がある場合であっても、取るに足りない事項の相違や脱落、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からのはみ出しのような誤りであり、原産地証明書の真正性及び記載内容の正確性に影響を及ぼさないと判断できるもの(以下この項において「軽微な誤り」という。)である場合には、EPA 税率を適用して差し支えないこととする。この場合

において、必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない原産地証明書を提出するよう指導する。原産地証明書の記載事項における不備に関して、当該不備が軽微な誤りであるかについては、以下によることとするが、詳細については、事務連絡する。

- (1) 明らかな印字の誤りは軽微な誤りとして取り扱う。
- (2) 原産地証明書の真正性に関する項目（印影、発給当局の署名等）の不備については、原産地証明書の真正性に直結するので軽微な誤りとすることはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、原産地証明書は無効として取り扱う。
- (3) 原産地証明書の申告貨物との同一性に関する項目（輸出者名、輸入者名、仕入書番号等）の不備については、取引関係書類にて輸入貨物と同一性が確認できる場合や、あるいは、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、原則として軽微な誤りとして、その原産地証明書は有効として取り扱う。ただし、複数の事項に不備がある場合は、原産地証明書の正確性に影響する場合もあることから、首席原産地調査官（首席原産地調査官を置かない税関にあっては原産地調査官。以下この項から68-5-12の3までにおいて「首席原産地調査官等」という。）と協議の上、処理するものとする。
- (4) 原産地証明書の貨物の原産性に関する項目（特惠基準（累積、僅少の非原産材料を含む）、HS番号等）の不備については、原産地証明書は原産性を証明する書類であることから軽微な誤りとすることはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、その原産地証明書は原則無効として取り扱う。ただし、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、当該不備を軽微な誤りとみなして、その原産地証明書は有効として取り扱う。
- (5) RCEP協定原産地証明書の「RCEP原産国」の記載の不備については、原産性の証明には直接影響しないことから、輸入者がRCEP協定原産地証明書以外の資料に基づいて「RCEP原産国」を明らかにできる場合又はその原産地証明書の記載から「RCEP原産国」が自明の場合（例えば、RCEP協定第3・3条の完全生産品の場合）等、適用税率の決定に支障がない場合は、原則として軽微な誤りとして、そのRCEP協定原産地証明書は有効として取り扱う。ただし、輸入者は「RCEP原産国」の記載にかかわらずRCEP協定第2・6条6に基づく税率の適用を要求することができる点に留意すること。
- (6) 文書による原産地に関する事前教示を取得している場合であって、申告貨物が当該事前教示を取得した貨物と同一であることが確認できる場合には、上記(3)及び(4)において、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合として取り扱う。また、条約等基本通達3-20(4)の規定によりRCEP協定上の原産品であるとの回答に併せて「RCEP原産国」に関する回答を受けた場合には、上記(5)において、

「RCEP原産国」を明らかにできる場合として取り扱う。

(不備のある原産地申告の取扱い)

68-5-12の2 原産地申告の記載事項について、前記68-5-11の2の要件を満たすことが必要であり、不備がある場合は、原則として、EPA税率を適用することはできない。ただし、不備がある場合であっても、取るに足りない事項の相違や脱落、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からはみ出しのような誤りであり、原産地申告の真正性及び記載内容の正確性に影響を及ぼさないと判断できるもの（以下この項において「軽微な誤り」という。）である場合には、EPA税率を適用して差し支えないこととする。この場合において、必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない原産地申告を提出するよう指導する。原産地申告の記載事項における不備に関して、当該不備が軽微な誤りであるかについては、以下によることとするが、詳細については、事務連絡する。

- (1) 明らかな印字の誤りは軽微な誤りとして取り扱う。
- (2) 原産地申告の真正性に関する事項（認定番号、原産地等）の不備については、原産地申告の真正性に直結するので軽微な誤りとはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、原産地申告は無効として取り扱う。
- (3) 原産地申告の申告貨物との同一性に関する項目（輸出者名、輸入者名、仕入書番号等）の不備については、取引関係書類にて輸入貨物と同一性が確認できる場合、又は輸入者が原産地申告以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、原則として軽微な誤りとして、その原産地申告は有効として取り扱う。ただし、複数の事項に不備がある場合は、原産地申告の正確性に影響する場合もあることから、首席原産地調査官等と協議の上、処理するものとする。
- (4) 原産地申告の貨物の原産性に関する項目（特惠基準（累積、僅少の非原産材料を含む）、HS番号等）の不備については、原産地申告は原産性を証明する書類であることから軽微な誤りとはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、その原産地申告は原則無効として取り扱う。ただし、輸入者が原産地申告以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、当該不備を軽微な誤りとみなして、その原産地申告は有効として取り扱う。
- (5) RCEP協定原産地申告の「RCEP原産国」の記載の不備については、原産性の証明には直接影響しないことから、輸入者がRCEP協定原産地申告以外の資料に基づいて「RCEP原産国」を明らかにできる場合又はその原産地申告の記載から「RCEP原産国」が自明の場合（例えば、RCEP協定第3・3条の完全生産品の場合）等、適用税率の決定に支障がない場合は、原則として軽微な誤りとして、そのRCEP協定原産地申告は有効として取り扱う。ただし、輸入者は「RCEP原産国」の記載にかかわらずRCEP協定第2・6条6に基づく税率の適用を要求することが

できる点に留意すること。

- (6) 文書による原産地に関する事前教示を取得している場合であって、申告貨物が当該事前教示を取得した貨物と同一であることが確認できる場合には、上記(3)及び(4)において、輸入者が原産地申告以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合として取り扱う。また、条約等基本通達3-20(4)の規定によりRCEP協定上の原産品であるとの回答に併せて「RCEP原産国」に関する回答を受けた場合には、上記(5)において、「RCEP原産国」を明らかにできる場合として取り扱う。

(不備のある原産品申告書の取扱い)

68-5-12の3 原産品申告書の記載事項について、前記68-5-11の3の要件を満たすことが必要であり、不備がある場合は、原則として、EPA税率を適用することはできない。ただし、不備がある場合であっても、取るに足りない事項の相違や脱落、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からはみ出しのような誤りであり、原産品申告書の真正性及び記載内容の正確性に影響を及ぼさないと判断できるもの（以下この項において「軽微な誤り」という。）である場合には、EPA税率を適用して差し支えないこととする。この場合において必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない原産品申告書を提出するよう指導する。原産品申告書の記載事項における不備に関して、当該不備が軽微な誤りであるかについては、以下によることとするが、詳細については、事務連絡する。

- (1) 明らかな印字の誤りは軽微な誤りとして取り扱う。
- (2) 原産品申告書の真正性に関する項目（作成者、作成年月日等）の不備については、原産品申告書の真正性に直結するので軽微な誤りとはできず、ごく些細な事項に限られた場合以外は、原産品申告書は無効として取り扱う。
- (3) 原産品申告書の申告貨物との同一性に関する項目（輸出者名、輸入者名、仕入書番号等）の不備については、取引関係書類にて輸入貨物と同一性が確認できる場合や、あるいは、輸入者が前記68-5-11の4に規定するその他の書類に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、原則として軽微な誤りとして、その原産品申告書は有効として取り扱う。ただし、複数の事項に不備がある場合は、原産品申告書の正確性に影響する場合もあることから、首席原産地調査官等と協議の上、処理するものとする。
- (4) 原産品申告書の貨物の原産性に関する項目（原産性の基準（累積、僅少の非原産材料を含む）、HS番号等）の不備については、原産品申告書は原産性を申告する書類であることから軽微な誤りとはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、その原産品申告書は原則無効として取り扱う。ただし、輸入者が前記68-5-11の4に規定するその他の書類に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、当該不備を軽微な誤りとみなして、その原産品申告書は有効として取り扱う。

- (5) R C E P協定上の原産品申告書の「R C E P原産国」の記載の不備については、原産性の証明には直接影響しないことから、輸入者が前記68-5-11の4に規定するその他の書類に基づいて「R C E P原産国」を明らかにできる場合又はその原産品申告書の記載から「R C E P原産国」が自明の場合（例えば、R C E P協定第3・3条の完全生産品の場合）等、適用税率の決定に支障がない場合は、原則として軽微な誤りとして、その原産品申告書は有効として取り扱う。ただし、輸入者は「R C E P原産国」の記載にかかわらずR C E P協定第2・6条6に基づく税率の適用を要求することができる点に留意すること。
- (6) 文書による原産地に関する事前教示を取得している場合であって、申告貨物が当該事前教示を取得した貨物と同一であることが確認できる場合には、上記(3)及び(4)において、輸入者が前記68-5-11の4に規定するその他の書類に基づいて原産品であることを明らかにできる場合として取り扱う。また、条約等基本通達3-20(4)の規定によりR C E P協定上の原産品であるとの回答に併せて「R C E P原産国」に関する回答を受けた場合には、上記(5)において、「R C E P原産国」を明らかにできる場合として取り扱う。

(不備のある締約国品目証明書を取扱い)

68-5-12の4 締約国品目証明書の記載事項について、前記68-5-11の5の要件を満たすことが必要であり、不備がある場合、原則として、E P A税率を適用することはできない。ただし、締約国品目証明書の記載事項において、以下のような不備がある場合については、当該不備を軽微な誤りとして、E P A税率を適用して差し支えないこととする。この場合において、必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない締約国品目証明書を提出するよう指導する。

- (1) 締約国品目証明書に記載された数量と仕入書に記載された数量とが合致しており、当該締約国品目証明書に記載された数量と輸入貨物の数量との間に差がある場合であっても、その差が僅少であるとき。
- (2) 取るに足りない表現の相違、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からはみ出しであって、これら軽微な誤りが当該締約国品目証明書の真正性及び情報の正確性に影響を及ぼさないと判断できるものであるとき。

(「やむを得ない特別の事由」の意義)

68-5-13 令第61条第6項に規定する「税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合」及び「相当と認められる期間内」の意義及び取扱いについては、次による。

- (1) 「特別の事由」とは、次の場合をいう。

イ 送り出した国における震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害により、シンガポール協定原産地証明書の発給申請を

送り出した時までに行うことができなかった場合

- ロ 輸入者が送り出した者に対して契約の際にシンガポール協定原産地証明書の発給を受けるよう要求したが、送り出した者がシンガポール協定原産地証明書以外の証明書の発給を受け、若しくは正当な発給機関でない者が発給した証明書を取得し、又はその申請を失念したため発給が送り出した後となった場合等、輸入者の責任によらない事情がある場合
- ハ その他これらに準ずる場合で税関長が真にやむを得ないと認めた場合
- (2) なお、通常の送出手続に要すると認められる期間内(送り出した後10日程度の遅れ)に発給されたものは「送り出した際」に発給されたものと取り扱っても差し支えない。

(原産地証明書及び締約国品目証明書の発給機関)

68-5-14

- (1) 原産地証明書の発給につき権限を有する機関は、次の表の第1欄に掲げる原産地証明書の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる機関とする。

原産地証明書	原産地証明書の発給機関
シンガポール協定原産地証明書	シンガポール税関
メキシコ協定原産地証明書	メキシコ経済省
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア国際貿易産業省
チリ協定原産地証明書	チリ外務省国際経済関係総局 (チリ協定第44条2に基づき原産地証明書の発給について責任を負う団体として「製造業振興協会 (Sociedad de Fomento Fabril (SOFOFA))」及び「商工会議所 (Camara Nacional de Comercio Servicios y Turismo)」が指定されている。)
タイ協定原産地証明書	タイ商務省又はこれを承継する当局
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア商業省
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ外務貿易省又はブルネイ財務経済省
アセアン包括協定原産地証明書	ブルネイ財務経済省、ブルネイ外務貿易省、カンボジア商工省、カンボジア経済特区、インドネシア商業省、ラオス商工省、ラオス商工会議所、ラオス経済特区、マレーシア国際貿易産業省、ミャンマー商業省、フィリピン関税局、シンガポール税関、タイ商務省又は

	これを承継する当局、ベトナム商工省、ベトナム輸出入管理事務所及びベトナム工業輸出加工区
フィリピン協定原産地証明書	フィリピン関税局
スイス協定原産地証明書	スイス連邦関税管理局
ベトナム協定原産地証明書	ベトナム商工省
インド協定原産地証明書	インド商工省商務局 (インド協定附属書3第3節2に基づき原産地証明書の発給のための政府以外の団体として「Export Inspection Council of India」、「Textiles Committee」及び「The Marine Products Export Development Authority」が指定されている。)
ペルー協定原産地証明書	ペルー通商観光省又はその後継機関
オーストラリア協定原産地証明書	the Australian Chambers of Commerce and Industry、the Australian Industry Group 又はthe International Export Certification Services
モンゴル協定原産地証明書	モンゴル産業省 (モンゴル協定第3・16条2に基づき原産地証明書の発給について責任を負う他の団体として「Mongolian National Chamber of Commerce and Industry」が指定されている。)
RCEP協定原産地証明書	RCEP協定第3・1条(i)に規定する機関 (具体的には別途事務連絡する。)

原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。

(2) 締約国品目証明書の発給につき権限を有する機関は、次の表の第1欄に掲げる締約国品目証明書の区分に応じ、同表第2欄に掲げる機関とする。

締約国品目証明書	締約国品目証明書の発給機関
ペルー協定締約国品目証明書	ペルー国立漁業衛生局（アメリカおおあかいかに限る。） ペルー保健省環境衛生局（サチャインチ油並びに緑豆、ひよこ豆及びひら豆に限る。）
モンゴル協定締約国品目証明書	モンゴル食糧・農牧業省

締約国品目証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。

(「災害その他やむを得ない理由」の意義)

68-5-15 令第36条の3第3項(令第50条の2の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項並びに第61条第4項及び同条第5項ただし書きに規定する「災害その他やむを得ない理由」の意義については、次による。

- (1) 「災害」とは、震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害で当該輸入者(その代理人を含む。)の責任によらないものをいう。
- (2) 「その他やむを得ない理由」とは、災害に準ずる理由をいう。

(締約国原産地証明書等及び締約国品目証明書の提出猶予の取扱い)

68-5-16

- (1) 令第36条の3第3項(令第50条の2の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項又は第61条第4項の規定による締約国原産地証明書等の提出猶予を希望する場合の取扱いは、輸入申告又は蔵入申請等に際して「締約国原産地証明書・原産品申告書提出猶予申出書」(C-5295)2通(原本、交付用)を提出させ、やむを得ない理由があると認めたとき、又は法第73条第1項に規定する税関長の承認を受けたときは、猶予期間を記載し、うち1通(交付用)に審査印を押なつして申出者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として、2か月以内で適当と認める期間とするものとする。
- (2) 令第36条の3第5項(令第50条の2の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第5項又は第61条第4項の規定による締約国品目証明書の提出猶予を希望する場合の取扱いは、輸入申告又は蔵入申請等に際して「締約国品目証明書提出猶予申出書」(C-5295-1)2通(原本、交付用)を提出させ、やむを得ない理由があると認めたとき、又は法第73条第1項に規定する税関長の承認を受けたときは、猶予期間を記載し、うち1通(交付用)に審査印を押なつして申出者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として、2か月以内で適当と認める期間とするものとする。

(分割して輸入する場合の締約国原産地証明書等及び締約国品目証明書の取扱い)

68-5-17 1通の締約国原産地証明書等又は締約国品目証明書に記載されている貨物を分割して、逐次又は同時期に異なった税関官署に対して輸入申告又は蔵入申請等をし、EPA税率の適用を受けようとする場合の締約国原産地証明書等又は締約国品目証明書の取扱いについては、それぞれ、前記68-3-9(原産地証明書の取扱い等)の(4)及び(5)の規定を準用する。

(締約国原産地証明書等の有効期間延長の取扱い)

68-5-18 令第61条第5項に規定する有効期間を経過した締約国原産地証明書等について同項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、適宜の様式による申出書2通(原本、交付用)を提出させ、やむを得ない理由があると認めるときは、うち1通(交付用)に審査印を押なつして申出者に交付する。

(輸入申告又は蔵入申請等が行われない輸入貨物等に対するEPA税率の適用)

68-5-19 法その他関税に関する法律の規定に基づき一定の事実の発生により、直ちに関税の徴収が行われるものとされている貨物(例えば、保税蔵置場における亡失貨物等)のうち犯則貨物以外の貨物については、関税の賦課の際に締約国原産地証明書等(EPA税率を適用するために原産品申告書を提出する貨物については、当該原産品申告書及び添付が必要とされる原産品であることを明らかにする書類、締約国品目証明書の提出を要する品目については、締約国原産地証明書及び締約国品目証明書)が提出されたときは、EPA税率を適用して差し支えない。

68-5-20 削除

(特惠待遇を受けることのできる品目であることについての確認)

68-5-21

(1) 輸出締約国から輸入される又は輸入された貨物が特惠待遇を受けることのできる品目であるか否かを決定する必要がある場合には、表1第1欄に掲げる締約国品目証明書に対応する第2欄の確認に関する規定に基づき確認を行うこととし、実施に当たっては、東京税関業務部総括原産地調査官に協議するものとする。この場合には、当該貨物の輸入者に対し当該規定及び確認を行うことを説明することとする。なお、確認の実施に先立ち、輸入者に対し照会を行う等、疑義の解明に努めるものとする。

表1

締約国品目証明書	確認に関する規定	輸出締約国の権限のある政府当局	確認による特惠待遇を受けることのできる品目でないことの決定
ペルー協定締約国品目証明書	ペルー協定附属書1第2編第3節第3条	ペルー通商観光省	ペルー協定附属書1第2編第3節第3条
モンゴル協定締約国品目証明書	モンゴル協定附属書1第2編第1節第4項に定	モンゴル食糧・農牧業省	モンゴル協定附属書1第2編第1節第4項に定める運用上の

	める運用上の手 続規則第2節第 2規程		手続規則第2節第2 規程
--	---------------------------	--	-----------------

- (2) 特恵待遇を受けることのできる品目であるか否かを決定するための確認は、上記表1の第3欄に掲げる輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該貨物が特恵待遇を受けることのできる品目であるか否かに関する情報を締約国品目証明書に基づいて要請するものとし、また、必要と認める場合には、追加の情報を要請するものとする。
- (3) 上記(2)の方法により確認を行う場合において、輸出者等に関する情報で、輸出締約国の権限のある政府当局に対する情報の要請は、質問書で行うものとし、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問書を送付する必要がある場合等は、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由すると平行し、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、直接質問書を送付することができる。
- (4) 輸出締約国の権限のある政府当局が要請の受領の日から下表2の第1欄に掲げる経済連携協定に対応する第2欄の期間内（追加情報の要請にあっては、第3欄の期間内）に回答を行わない場合及び質問書（追加の質問書を含む。）に対する回答が、貨物が特恵待遇を受けることのできる品目であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、上記(1)の表1第4欄に掲げる協定の規定により確認の対象となっている貨物が特恵待遇を受けることのできる品目ではないと決定されることから、当該貨物に係る締約国品目証明書を無効なものと認めて、EPA税率を適用しないこととなるので、留意する。

表2

締約国品目証明書	情報提供の期限	追加情報提供の期限
ペルー協定締約国品目証明書	90日	—
モンゴル協定締約国品目証明書	90日	—

- (5) 上記(4)までの手続きを実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が特恵待遇を受けることのできる品目であるか否かについて書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。また、この書面による通知は、上記(3)に準じて行うものとする。
- (6) 特恵待遇を受けることのできる品目として輸入申告された貨物について、上記表1の第2欄に掲げる協定の規定に基づく確認を行う場合であって、輸入者が貨物の引取りを急ぐ理由があると認められるときは、法第73条第1項及び第77条第7項の規定に基づき担保を提供させ、当該貨物の引取り

を認めて差し支えない。

68-5-22 削除

(シンガポール協定第32条に規定する「教示を拒むべき合理的な理由」の取扱い)

68-5-23 シンガポール協定第32条に規定する「教示を拒むべき合理的な理由」とは、関税協力理事会統一システム委員会による検討に付されたか又はそれが予定される関税分類上の事案に関連して生じる理由をいう。

第6節 児童ポルノ及び風俗を害すべき物品

(輸出してはならない貨物の取扱い)

69の2-1 法第69条の2第3項の「この章に定めるところに従い輸出されようとする貨物」とは、輸出申告された貨物又は日本郵便株式会社から提示された郵便物をいう。

したがって、この章の規定の適用をいまだ受けていない貨物の中に法第69条の2第1項第2号に規定する輸出してはならない貨物に該当する貨物があってもその段階においては同条第3項の規定は適用されない。

(児童ポルノの取扱い)

69の2-1の2 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。）第2条第3項《定義》に規定する児童ポルノ（以下「児童ポルノ」という。）の取扱いは次による。

- (1) 児童ポルノは児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものであり、性器等（児童ポルノ法第2条第2項に規定する性器等（性器、肛門又は乳首）をいう。以下同じ。）が描写されておらず、又は性器等にぼかしが施されているものであっても、児童ポルノに該当する。なお、実在する児童の姿態を描写したものと認められないアニメーション等は、児童ポルノに該当しない。
- (2) 児童ポルノ法第2条第3項第1号に規定する「性交類似行為」とは、実質的にみて性交と同視し得る態様における性的な行為（例えば、異性間における性交とその態様を同じくする状況下におけるあるいは性交を模して行われる手淫行為、口淫行為、同性愛行為等）をいう。
- (3) 児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する「衣服の全部又は一部を着けない」とは、社会通念上衣服と認められる物を全く着用していないか、又は衣服の一部を着用していない状態をいう。
- (4) 児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する「児童の性的な部位」とは、

性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。これは、性器等のみでは裸の児童の後方から撮影し、性器等が写っていない場合に対象外となることから、性器の周辺部・臀部・胸部を含むものとしていることに留意する。

- (5) 児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する「殊更に」とは、一般的には、「合理的理由なく」「わざわざ・わざと」の意味と解されており、児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものの内容が性欲の興奮又は刺激に向けられていると評価されるものかどうかを判断するためのものである。その判断は、児童の性的な部位が描写されているか、児童の性的な部位の描写が画像全体に占める割合（時間や枚数）等の客観的要素に基づいてなされるものである。例えば、水浴びをしている裸の幼児の自然な姿を親が成長記録のため撮影したような場合は、その画像の客観的な状況から、内容が性欲の興奮又は刺激に向けられていると評価されるものでない限り対象外となる。
- (6) 児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する「強調」とは、「露出」のみでは、児童の性的な部位が隠れていても強調・誇示されている場合が含まれないことから、児童の性的な部位の「強調」も対象とすることとしたものであり、具体的には、描写の方法を含めた、写真・映像等の全体から判断するものである。例えば、着衣の上から撮影した場合や、ぼかしが入っている場合や、児童が意識的に股間や胸を強調するポーズをとっていない場合であっても、性器等やその周辺部を大きく描写したり、長時間描写しているかどうか、着衣の一部をめぐって該当部分を描写しているかどうかなどの諸要素を総合的に勘案して判断する。
- (7) 児童ポルノの取扱いは、学術研究、文化芸術活動、報道等に関する国民の権利及び自由を不当に侵害しないように留意し、児童に対する性的搾取及び性的虐待から児童を保護しその権利を擁護するとの本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用することがあってはならないと児童ポルノ法第3条に規定されていることに留意する。

（該当通知）

69の2-2 法第69条の2第3項の規定による通知は、「輸出してはならない貨物該当通知書」（C-5600）（外国郵便物にあつては、「外国郵便物に係る輸出してはならない貨物該当通知書」（C-5602））を、当該通知に係る輸出貨物の検査を行った税関官署から当該貨物を輸出しようとする者に直接又は配達証明付郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項《定義》に規定する一般信書便事業者の提供する同条第2項に規定する役務のうち配達証明付郵便に準ずるものとして税関長が認めるものをもって交付することにより行う。ただし、これらによりがたい場合には、前記2-4-1の(3)及び2の4-2の(3)による公示送達によるものとする。

(該当物品の処理)

69 の 2 - 3 法第 69 条の 2 第 3 項の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る貨物につき自発的に次の処理をすることができる。なお、当該通知に不服がある場合は、法第 8 章の定めるところによる。

- (1) 廃棄又は滅却
- (2) 該当箇所の修整又は削除
- (3) 任意放棄

(輸入してはならない貨物の取扱い)

69 の 11 - 1 法第 69 条の 11 第 3 項の「この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物」とは、輸入申告された貨物又は日本郵便株式会社から提示された郵便物をいう。

したがって、この章の規定の適用をいまだ受けていない保税貨物等の中に法第 69 条の 11 第 1 項第 7 号又は第 8 号に規定する輸入してはならない貨物に該当する貨物があってもその段階においては同条第 3 項の規定は適用されない。

(風俗を害すべき物品の取扱い)

69 の 11 - 1 の 2 「風俗を害すべき」物品の取扱いについては、従来判例を踏まえ、次による。

- (1) 「風俗」とは専ら性的風俗を意味するので、輸入禁止の対象はわいせつな書籍、図画等に限るものとする。
- (2) 「風俗を害すべき」物品の審査は、輸入貨物に対する通常税関検査過程で発見された書籍、図画等を対象とするものである。ただし、思想内容等それ自体を網羅的に審査し規制することを目的とするものではないことに留意する。

(わいせつ物品の取扱い)

69 の 11 - 1 の 3 わいせつ物品の取扱いは、従来判例等を踏まえ、次による。

- (1) 書籍、図画及び動画等

男女の露出された性器が描写されている書籍、図画及び動画等については、原則として、わいせつ性を有する物品として取り扱う。ただし、性器が描写されている書籍、図画及び動画等であっても、その描写の程度とその手法、その描写が作品全体に占める比重、構成等を総合的に考慮して、主として観る者の好色的興味に訴えるものと客観的に認められないものについては、わいせつ性を有する物品としては取り扱わないものとする。具体的には、次のイからチのいずれかに該当する場合には、わいせつ性を有するものとしては取り扱わないものとする。

イ 性器の描写が不明瞭又は不鮮明であるもの

- ロ 殊更に強調することなく性器が描写されているものであって、性交又は愛撫若しくは勃起の描写がなく、性器の輪郭程度しか判別できない大きさのもの
- ハ 性交又は愛撫若しくは勃起の描写がなく、日常生活において衣類をつけていない民族が描写されたもの
- ニ 性器の描写が単純化されたアニメーションであるもの
- ホ 医学・医療用又は性教育用と認められるもの
- ヘ 写真集・写真雑誌であって、性交又は愛撫若しくは勃起の描写がなく、性器の描写されている写真が、作品全体のごく一部であると認められるもの
- ト 動画であって、性交又は愛撫若しくは勃起の描写がなく、通常で映写又は再生された画面において、性器が殊更に強調されることなく短時間描写されたもの、あるいは、強調されたものであっても、性器の描写が瞬間的なもの
- チ その他、性器の描写がその程度と手法、作品全体に占める比重、構成等を総合的に考慮して、主として観る者の好色的興味に訴えるものと客観的に認められないもの

(2) 人形・工芸品類又は模造性器具

性器が描写又は模倣されている人形・工芸品類又は模造性器具については、原則として、わいせつ性を有する物品として取り扱う。ただし、次に掲げるもののいずれかに当たるものについては、わいせつ性を有する物品としては取り扱わない。

- イ 人間の肌の色以外の色彩等を施したもの
- ロ 現実感に欠けるもの
- ハ 描写又は模倣が精巧でないもの
- ニ 医学・医療用又は性教育用と認められるもの

(児童ポルノの取扱い)

69 の 11-1 の 4 児童ポルノの取扱いは前記 69 の 2-1 の 2 による。

(該当通知)

69 の 11-2 法第 69 条の 11 第 3 項の規定による通知は、「輸入してはならない貨物該当通知書」(C-5800) (外国郵便物にあつては、「外国郵便物に係る輸入してはならない貨物該当通知書」(C-5802)) を、当該通知に係る輸入貨物の検査を行った税関官署から当該貨物を輸入しようとする者に直接又は配達証明付郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項《定義》に規定する一般信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する役務のうち配達証明付郵便に準ずるものとして税関長が認めるものをもって交付することにより行う。ただし、これらによりがたい場合には、前記 2-4-1 の(3)及び 2 の 4-2 の(3)による公示送達に

よるものとする。

(該当物品の処理)

69 の 11-3 法第 69 条の 11 第 3 項の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る貨物につき自発的に次の処理をすることができる。なお、当該通知に不服がある場合は、法第 8 章の定めるところによる。

- (1) 法第 34 条の規定による廃棄
- (2) 法第 45 条第 1 項ただし書（法第 36 条第 1 項、第 41 条の 3、第 61 条の 4、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む）の規定による滅却
- (3) 法第 75 条の規定による積戻し（児童ポルノを除く。）
- (4) 該当箇所の修整又は削除
- (5) 任意放棄